

個人・世帯向けの主な支援

令和4年10月1日時点

給付

感染の疑いなどで無給や減給になった	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われたため、仕事を休み、無給や減給になった人に対し、傷病手当金が支給される場合があります。
休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者に対し、 1日あたり11,000円を上限に支給 します。
住民税非課税世帯等に	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金	以下の世帯に対し、 1世帯当たり10万円を支給 します。 ①世帯全員の令和3年度又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯及び既に住民税非課税給付金を受け取っている世帯を除く。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

お住まいの市町村
(組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター
☎ 0120-221-276

お住まいの市町村
または
内閣府コールセンター
☎ 0120-526-145

減免・猶予

納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。
国民健康保険料(税)などが払えない	国民健康保険料(税)などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料(税)の減免や納付猶予を受けられることがあります。(滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります)

国税:各税務署
県税:各県税事務所
市町村税:各市町村

お住まいの市町村
(組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)

住まい

家賃が払えない(民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3カ月(最長9カ月)
家賃が払えない(県営住宅の人)	家賃の減額・支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の 1/4から3/4を減額 、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。
解雇などにより住居から退去しなければならない	県営住宅などの一時提供	提供期間 最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃 入居する住宅家賃の1/2

お住まいの市または
県(町村を所管)の
自立相談支援機関

福岡県住宅供給公社の
各管理事務所